

第67回千葉県民体育大会サッカー競技 ＜知的障害者の部・実施要項＞

- 1 目的 広く県民の間に普及したスポーツを、県民体育大会においてイベントを行うことによって、県民の健康増進と体力向上を図りながら県内各地に振興し、地域文化の発展に寄与するとともに、県民生活を明るく豊かなものにする。健常者の大会と障害者の大会を一緒に行うことで、選手及びスタッフの互いの理解を進め、共生を考える第一歩とする。
県民体育大会の試合に合わせて、知的障害者サッカー連盟の主導で障害者の試合を開催し、県民体育大会の役員を中心に補助員として協力する。試合を通じてチーム・選手相互の交流を深め、当該競技のさらなる普及と振興を図ることを目的とする。
- 2 主催 千葉県、千葉県教育委員会、公益財団法人千葉県体育協会、市原市教育委員会
- 3 主管 千葉県知的障がい者サッカー連盟
公益社団法人千葉県サッカー協会
- 4 期 日 平成29年9月23日（土）
- 5 会 場 八幡公園球技場（市原市姉崎海岸23番地2）
- 6 参加資格 出場選手は次の全ての条件を満たす者とする。
① 平成29年4月1日現在、13歳以上の知的障害者。
② 千葉県内に居住する者（千葉市内の居住も可）
③ 厚生事務次官通知（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）による療育手帳の交付を受けた者。あるいはその取得の対象に準ずる障害のある者。
参加申込期限までに参加申込の提出のあったチーム。
- 7 競技種目 団体 11人制の試合
- 8 競技方法 組合せは主催者において決定する。詳細は競技注意事項のとおり。参加チーム数やチームの競技レベルに応じてクラス分けを実施する場合がある。参加チーム数が多い場合は、試合数を少なくする場合がある。
- 9 競技規則 平成29年度全国障害者スポーツ大会競技規則によるもののほか、競技注意事項に定めるところによる。
- 10 実施態度 主催者が関係団体と協議のうえ決定する。
- 11 参加費用 無料。ただし、会場までの交通費、昼食代は各参加団体に負担するものとする。
- 12 その他 選手の健康・安全管理については、各参加団体において十分配慮するものとし、主催者側においては応急の処置を行なう以外については一切責任を負わないものとする。

申込先

千葉県知的障がい者サッカー連盟

理事長 牛尾 眞一郎

申込先メールアドレス td.chiba.football.association@gmail.com

件名は、県民大会申込（チームもしくは所属校名）をお願いいたします。

記載内容は参加希望チーム数、連絡先を記載をお願いいたします。詳細をご連絡させていただきます。

〆切9月8日（金）メール必着

サッカー競技注意事項

1 競技規則

平成29年度全国障害者スポーツ大会競技規則、(公財)日本サッカー協会競技規則及び実行委員会申し合わせ事項による。

2 招集

- (1) 招集時刻は、原則として試合開始7分前とするので、各ピッチへ集合すること。
- (2) メンバー表の提出は求めないが、レフリーによる用具チェックを行う。

3 チーム

- (1) チームの構成は、監督1名・コーチ2名・選手20名以内とする。
- (2) ベンチにいる9名の交代要員の中から、9名以下の選手が交代できる。なお、この大会は自由な交代とし、交代して退いた競技者が交代要員となって再び出場できる。
- (3) 男女混合でチームを構成することができる。

4 競技の服装

- (1) 運動しやすい服装とし、背番号(1番~20番)を付けることが望ましい。
(チームユニフォームがある団体は持参のこと)
- (2) すねあてを着用していない選手は出場できない。
- (3) 眼鏡着用での出場は、できないものとする。(ただし、スポーツメガネを除く)
- (4) 補聴器を装用しての出場はできないものとする。
- (5) スパイクは可能な限り使用することが望ましい。

5 競技方法

- (1) 参加チーム数によりトーナメント方式またはリーグ戦方式で行う。トーナメント方式において同点の場合はペナルティーキック方式により勝敗を決定する。なお、競技レベルに格差があると判断される場合にはクラス分けを行う場合がある。
- (2) 参加チーム数が多い場合は、試合数を少なくする場合がある。
- (3) 競技時間は、ハーフタイム5分をはさんで、前後半各20分とする。
ただし、ピッチコンディション等の事由により競技時間を短縮する場合もある。
- (4) 試合球は、(公財)日本サッカー協会検定5号球とする。
- (5) テクニカルエリアを設ける。その都度ただ一人の役員がテクニカルエリアから戦術的指示を与えることができる。全てのチーム役員は、その中にとどまる。また、責任ある態度で行動すること。
- (6) 競技用具は原則として主催者で用意する。ただし、練習用のボールについては各チームで用意すること。

6 表彰

- (1) 行わない。